

岩手県告示第 831 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ゆうあいの里クリニック	盛岡市猪去上猪去 1 番地 1	平成 19 年 10 月 13 日
かわくぼ往診センター	盛岡市津志田一丁目 6 番 50 号	平成 19 年 11 月 1 日